

川崎市立学校非常勤講師等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、川崎市立小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）に勤務する教育委員会事務局職員部教職員課（以下「教職員課」という。）所管の市費の非常勤講師及び非常勤学校栄養職員（以下「非常勤講師等」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(非常勤講師等の任用)

第2条 教育委員会は、非常勤講師等を任用しなければ学校の円滑な運営に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、非常勤講師等を任用することができる。

(非常勤講師等の資格要件)

第3条 非常勤講師等は次の要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 非常勤講師は、校種及び教科に応ずる免許状を有していること。
- (2) 非常勤学校栄養職員は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の免許を有していること。
- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する欠格事項に該当していないこと。
- (4) 任用時における教職員採用予定者健康診断において、適と判定されていること。

(任用)

第4条 非常勤講師等は、川崎市立学校の非常勤講師等の登録手続きに関する要領（20川教職第79号 平成20年4月1日教育長決裁）による登録者の中から任用するものとする。

(任用期間)

第5条 任用期間は1年を超えることはできない。また、年度を超えて任用することはできない。

(任用の手続き)

第6条 校長は、非常勤講師等を任用する必要があるときは、その任用手続きについて教職員課に依頼するものとする。

- 2 校長は、任用予定の非常勤講師等の本人及び所有する免許状等を確認し、採用意見具申書及びその他必要な書類を教職員課あて提出するものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 非常勤講師等の勤務日は、原則として1週につき5日以内とする。

- 2 非常勤講師等の勤務時間は、週29時間以内とし、当該非常勤講師等の所属する校長が割り振る。
- 3 勤務時間には、必要に応じ教材研究（授業に係る打ち合わせの時間を含む）の時間を含むことができる。

(年次休暇等の種類等)

第8条 規則第9条に規定する年次休暇等は次のとおりとし、年次有給休暇は有給とする。

- (1) 年次有給休暇
- (2) 特別休暇

(年次有給休暇)

第9条 年次有給休暇は次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる1週間の勤務日数の区分に対応する任用期間の区分欄に掲げる日数を付与することができる。
なお、任用を更新した場合の年次有給休暇は、更新前の任用期間と更新後の任用期間を合算した任用期間の月数に対応する年次有給休暇の日数から更新前に使用した年次有給休暇の日数を減じた日数を付与する。
- (2) 年次有給休暇は、原則として1日を単位として付与する。

(特別休暇)

第10条 特別休暇は次のとおりとする。

- (1) 特別休暇は、次の各号に該当する場合には付与することができる。
 - ア 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合
 - イ 地震、水害、火災その他の災害による非常勤講師等の現住居の滅失又は損壊
 - ウ 地震、水害、火災その他の災害時において退勤途上における事故発生防止のための措置
 - エ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭
 - オ 選挙権その他公民としての権利の行使
 - カ 忌引
 - キ 骨髄移植のための骨髄液の提供
 - ク 夏季における健康保持
 - ケ 負傷又は疾病（予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）
 - コ 非常勤講師等の出産

- サ 女性非常勤講師等の生理
- シ 非常勤講師等の育児
- ス 子の看護
- セ 短期の介護
- ソ 妊産婦である女性非常勤講師等が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合
- タ 妊娠中の女性非常勤講師等が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- チ 妊娠中の女性非常勤講師等が、当該女性非常勤講師等の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

- (2) 前号アからケまでの特別休暇は、有給とする。
- (3) 第1号コからチまでの特別休暇は、無給とする。
- (4) 第1号アからキまで及びコからシまでの特別休暇の期間等は、正規職員の例による。ただし、第1号サの特別休暇の期間については、女性非常勤講師等が請求した期間とする。
- (5) 第1号ソからチまでの特別休暇の期間等は、正規職員の職務に専念する義務の免除の例による。
- (6) 第1号クの特別休暇は、夏季休業中に継続して勤務を要する非常勤学校栄養職員に限り、7月1日から9月30日までの間において、原則として1日を単位に次のとおり付与する。

1週間の勤務日数	付与日数		
	7月以前任用	8月任用	9月任用
5日以上	5日	3日	2日
4日	4日	3日	2日
3日	3日	2日	1日

- (7) 第1号ケの特別休暇は、ひとつの任用期間において、次の日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超 える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(8) 第1号スの特別休暇は、ひとつの任用期間において、次に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

ア 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が1人の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超 える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	3日	4日	7日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	5日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	4日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

イ 養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）が2人以上の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超 える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(9) 第1号セの特別休暇は、ひとつの任用期間において、次に掲げる日数を上限として付与できるものとし、その他の要件については正規職員の例による。

ア 要介護者が1人の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超 える期間
5日以上	1日	1日	1日	2日	2日	3日	5日
4日	1日	1日	1日	1日	2日	2日	4日
3日	—	1日	1日	1日	1日	2日	3日
2日	—	—	1日	1日	1日	1日	2日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

イ 要介護者が2人以上の場合

1週間の 勤務日数	任用期間（1箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの上限日数						
	1箇月	2箇月	3箇月	4箇月	5箇月	6箇月	6箇月を超 える期間
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日

(10) 前9号の規定にかかわらず、その他特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合は、特別休暇を付与することができる。

(11) 前号の特別休暇の取り扱いは、教育長が別に定める。

(報酬)

第11条 非常勤講師等の報酬額は、非常勤講師等の予算額の範囲内で、教育長が別に定める。

(退職)

第12条 非常勤講師等は、次のいずれかに該当するときには、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき

(社会保険の適用)

第13条 非常勤講師等の社会保険の適用については、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

(公務災害補償)

第14条 非常勤講師等の公務上又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び労働者災害補償保険法の定めるところによる。

- 2 非常勤講師等が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務を要する日に出勤しない場合、当該期間に対する報酬は支給しない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 市立高等学校非常勤講師の任用等に関する取扱い要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

別表第1

非常勤講師等の年次有給休暇

任用期間 1週間 の勤務日数	1月	1月を超 え2月以 下	2月を超 え3月以 下	3月を超 え4月以 下	4月を超 え5月以 下	5月を超 え6月以 下	6月を超 え1年以 下
5日以上	1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日
4日	1日	1日	2日	2日	3日	3日	7日
3日	—	1日	1日	2日	2日	3日	5日
2日	—	—	1日	1日	1日	2日	3日
1日	—	—	—	—	—	1日	1日